

## ★電子入札で落札された時は・契約する時は

### ★ 落札された時は

#### ◎ いつまでに

- ・ 落札日の翌業務日まで

#### ◎ 持ってくるもの

[事後審査型制限付一般競争入札の場合]

- ・ 業者決定通知書  
(業者決定通知書の画面を印刷したもの)

[指名競争入札、公募型指名競争入札の場合]

- ・ 業者決定通知書  
(業者決定通知書の画面を印刷したもの)
- ・ 配置予定技術者調書  
(電子入札システムの「③各種書式・要領・マニュアルを入手する」からダウンロード可能)

上記の書類を提出すれば、契約書をお渡しします。

※ 工事請負契約以外の契約については、配置予定技術者調書は必要ありません。

### ★ 契約する時は

#### ◎ いつまでに

- ・ 落札後、約 1 週間

#### ◎ 持ってくるもの

- ① 契約書 2 部  
(必要事項を記入し、収入印紙貼布したもの)
- ② 主任技術者届
- ③ 現場代理人届
- ④ 主任技術者が請負者に所属することを証する書面の届出
- ⑤ 現場代理人が請負者に所属することを証する書面の届出

上記の書類を提出すれば、契約締結いたします。

※ 工事請負契約以外の契約については、②から⑤は必要ありません。